

「薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視一需要根絶に向けた対策を中心として」  
結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、文部科学省、厚生労働省  
【勧告日】平成22年3月26日  
【1回目の回答日】平成22年9月27日～10月6日  
【2回目の回答日】平成23年12月12日～12月19日

I 調査概要

昨今の薬物乱用の状況を踏まえ、再乱用防止対策や事前防止対策など需要根絶に向けた対策の実施状況を調査し、①初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の推進、②刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）における薬物依存離脱指導の徹底、③矯正施設及び保護観察所の連携の強化、④薬物依存症者、その家族等に対する支援の推進、⑤学校における事前防止対策の推進などを内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、文部科学省、厚生労働省に勧告  
この勧告に対し、各府省が講じた改善措置のその後の状況を公表するもの

II 主な勧告事項及び関係府省が講じた改善措置状況

1 再乱用防止対策の推進

(1) 初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の推進

勧告事項	措置状況
<ul style="list-style-type: none"><li>刑事施設又は留置施設に勾留されている薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する各種資料の配布・貸与など希望を前提とした援助、初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の取組の実施など、未決拘禁の段階からの取組について検討（国家公安委員会（警察庁）、法務省、厚生労働省）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>再乱用防止対策用のパンフレットを作成し、即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者等に対して未決勾留期間中に閲覧させ又は配布するとともに、全都道府県警察の留置施設に備付け（国家公安委員会（警察庁））</li><li>未決拘禁者を収容する全刑事施設（69）に、2,653冊の薬物事犯容疑の未決拘禁者用書籍の整備等（法務省）</li><li>地方厚生局麻薬取締部において、初犯の薬物事犯者に対し、再乱用防止対策プログラムを開始（厚生労働省）</li></ul>

(2) 刑事施設における薬物依存離脱指導の徹底

勧告事項	措置状況
<ul style="list-style-type: none"><li>A指標受刑者について、刑事施設又は保護観察所の少なくともいずれかの機関における再乱用防止に関する指導の実施の確保（法務省）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>刑事施設（78）（薬物依存離脱指導実施庁）に、平成23年度から、薬物事犯者処遇カウンセラーを配置し、また、教育専門官36名の増員等により、刑事施設における薬物依存離脱指導を推進 ※ 刑事施設におけるA指標受刑者に対する薬物依存離脱指導実施率 平成20年度出所者74.2%（調査対象7刑事施設） ⇒ 22年度出所者84.4%（78刑事施設）</li></ul>

(3) 矯正施設及び保護観察所の連携の強化

勧告事項	措置状況
<ul style="list-style-type: none"><li>刑事施設における処遇結果等、共有すべき情報内容の検討・整理、情報提供の仕組みの見直し（法務省）</li><li>仮釈放されるA指標受刑者のうち刑事施設で薬物依存離脱指導が受けられなかった者について、保護観察所において薬物の再乱用防止に関する指導を受けることができるようにすること（法務省）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>システム上での情報共有の方策、共有すべき処遇内容等について協議・検討を実施（新たなシステムは平成24年度から稼働予定）</li><li>薬物事犯者全般を対象とする社会内処遇における専門的処遇プログラムを開発中（平成24年度から試行予定）。また、施設内処遇と社会内処遇の一貫性を考慮した処遇教材を、矯正局及び保護局で共同開発予定</li></ul>

(4) 薬物依存症者、その家族等に対する支援の推進

勧告事項	措置状況
<ul style="list-style-type: none"><li>治療プログラムの確立、治療・支援の体制の充実、治療プログラムに関する情報の共有化（厚生労働省）</li><li>精神保健福祉センターによる家族教室の開催を支援するため、都道府県及び政令指定都市に対し、家族教室の開催方法等の情報提供（厚生労働省）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>厚生労働科学研究において薬物依存症の治療プログラムの効果について検証中。研究状況をホームページに掲載し、地方公共団体等に対し情報提供</li><li>薬物中毒対策連絡会議において、家族教室の開催や個別相談の活用に関する効果的事例の情報提供を実施</li></ul>

2 学校における事前防止対策の推進

勧告事項	措置状況
<ul style="list-style-type: none"><li>中学・高校における薬物乱用防止教室の実施の徹底を図るための具体策の実施（文部科学省）</li><li>大学等における先進的な薬物乱用防止の取組事例の把握・情報提供の充実（文部科学省）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>薬物乱用防止教育の充実強化のため、平成23年度末に全国の高等学校等に薬物乱用防止啓発DVDを配布予定 ※ 小・中・高等における薬物乱用防止教室の実施率 平成20年度47.0% ⇒ 22年度：69.3%</li><li>啓発パンフレット等の配布、大学等の学生支援担当職員を対象とした研修会等での指導等を実施 ※ 大学における入学時のガイダンスを活用した指導の実施率 平成20年度38.1% ⇒ 22年度：81.8%</li></ul>

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

**薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視－ 需要根絶に向けた対策を中心として －  
結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要**

**【調査の実施時期等】**

- 1 実施時期
- 2 調査対象機関

平成21年4月～22年3月

調査対象機関：内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、文部科学省、厚生労働省

関連調査等対象機関：都道府県、都道府県教育委員会、市町村、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校、民間団体等

**【勧告日及び勧告先】** 平成22年3月26日 内閣府等5府省に対し勧告

**【回答年月日】** 平成22年9月27日 ～ 22年10月6日

内閣府	平成22年9月27日	国家公安委員会(警察庁)	平成22年9月27日	法務省	平成22年10月6日
文部科学省	平成22年9月28日	厚生労働省	平成22年9月29日		

**【その後の改善措置状況に係る回答年月日】** 平成23年12月12日 ～ 23年12月19日

内閣府	平成23年12月12日	国家公安委員会(警察庁)	平成23年12月16日	法務省	平成23年12月14日
文部科学省	平成23年12月14日	厚生労働省	平成23年12月19日		

**【調査の背景事情】**

- 我が国における薬物事犯の検挙人員は、依然として高水準で推移。特に、大麻事犯の検挙人員は、平成10年に比べて倍増
- 覚せい剤事犯の再犯率は、毎年5割を超える高水準で推移。再乱用防止対策の推進は重要な課題
- 昨今大学生を中心とした若年層による大麻事件が相次いで発生し、社会問題化。学校における事前防止対策の徹底も重要な課題
- 政府は、三次にわたり「薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、総合的な対策を推進
- 本行政評価・監視は、薬物乱用防止対策のうち、再乱用防止対策や事前防止対策など需要根絶に向けた対策の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>1 再乱用防止対策の推進</b>  <b>(1) 初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の推進</b>  <b>(勧告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係府省は、初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 刑事施設又は留置施設に勾留されている薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する各種資料の配布・貸与など希望を前提とした援助の実施、初犯の薬物事犯者に対する都道府県や民間団体の再乱用防止対策の実施状況を参考にした取組の実施などについて、未決拘禁の段階から関係府省が連携することも含め、検討を行うこと。  (国家公安委員会（警察庁）、法務省、厚生労働省)</p> </div> <p>(制度の仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬物問題の中心的課題とされる覚せい剤事犯の再犯率は、平成 13 年以降毎年 5 割超（20 年 55.9%）</li> <li>○ 薬物乱用者の処遇は、できるだけ早期に開始した方が効果的</li> <li>○ 初犯の薬物事犯者は、保護観察の付かない執行猶予判決を受けることが一般的  ⇒ 刑事施設や保護観察所における再乱用防止に関する指導等の対象とならないまま社会に復帰</li> <li>○ 裁判所の判決確定前の段階（推定無罪の原則）  刑事施設及び留置施設において、未決拘禁者は、書籍等の閲覧など知的、教育的活動等についての援助が与えられる。</li> <li>○ 第三次五か年戦略  ⇒ 初犯の薬物事犯者に特化した取組事項なし</li> </ul> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刑事施設及び留置施設では、未決拘禁者に対して薬物再乱用防止につながる援助はほぼ未実施</li> <li>○ 都道府県や民間団体においては、未決拘禁者に対して薬物再乱用防止につながる取組を実施している例あり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察と連携し、留置施設に勾留中の初犯の薬物事犯容疑の未決拘禁者に対し、リハビリ施設が行う薬物依存回復プログラムに関する</li> </ul> </li> </ul>	<p>→：「回答」時に確認した改善措置状況  ⇒：「その後の改善措置状況に係る回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>【国家公安委員会（警察庁）】</p> <p>→ 平成22年内のできるだけ早い時期に、厚生労働省の協力を得て再乱用防止用のパンフレットを作成し、未決拘禁者に対して配布するとともに、都道府県警察の留置施設に備え付ける予定</p> <p>⇒ 最近の薬物情勢や薬物乱用防止戦略加速化プランの策定を始めとする政府全体の取組強化等に的確に対応するため、平成22年11月に策定した「薬物対策重点強化プラン」において「薬物再乱用防止に向けた取組の強化」を重点的に強化すべき施策の一つとして定め、取組を推進しているところ。</p> <p>具体的な取組として、厚生労働省の協力を得て再乱用防止対策用のパンフレットを平成22年11月に作成し、同パンフレットを即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者等に対して未決勾留期間中に閲覧させ又は配付するとともに、全都道府県警察の留置施設に備え付けた。</p> <p>【法務省】</p> <p>→ 以下ア～カの措置を講じた。</p> <p>ア 平成22年度矯正管区教育課長打合せ会において、総務省行政評価局の勧告を受けての対策について検討（実施時期：平成22年 5 月13日、14日）</p> <p>イ 平成22年度刑事施設長会同において、全国の刑事施設の長に対し、総務省行政評価局の勧告内容について早急に改善措置を講じる必要があるため、各施設においても協力するよう矯正局長から指示（実施時期：平成22年 6 月 3 日）</p> <p>ウ 刑事施設の長に対し、「刑事施設における薬物乱用防止対策の推進について」（平成22年 6 月22日付け法務省矯成第3367号法務省矯正局成人矯正課長通知）を發出し、薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する再乱用防止対策の推進及び薬物依存離脱指導の徹底について、平成22年度中に、薬物依存離脱指導の実践プログラムの年間実施クール数の増</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>情報を提供し、希望者に、出所後プログラムを受講させている例（1 県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士と連携し、拘置所に勾留されている薬物事犯容疑の未決拘禁者に対し、リハビリ施設についての情報提供を行っている例（1 団体）</li> </ul> <p>○ 国における初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策は必ずしも十分とは言えない状況</p>	<p>加等の改善措置を講じるよう指示</p> <p>エ 矯正研修所において開催された専門研修課程改善指導科第9回（改善指導プログラム指導職員（基礎コース））研修の「刑事施設における改善指導等の現状と課題」において、総務省行政評価局の勧告内容について解説（実施時期：平成22年4月26日～28日）</p> <p>オ 矯正研修所において開催された専門研修課程改善指導科第11回（改善指導プログラム指導職員（専門コース））研修の「改善指導の現状と課題～犯罪被害者等施策を中心に～」において、総務省行政評価局の勧告内容について解説（実施時期：平成22年7月21日～23日）</p> <p>カ 平成23年度概算要求において、薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する援助体制の整備を図るため、未決拘禁者用書籍を整備する経費を計上</p> <p>⇒ 以下ア～エの措置を講じた。</p> <p>ア 未決拘禁者を収容する刑事施設 69 庁（刑務支所を含む。以下同じ。）において、2,653 冊の薬物事犯容疑の未決拘禁者用書籍を整備（平成23年8月末日現在）</p> <p>イ 未決拘禁者を収容する刑事施設 69 庁において、厚生労働省が作成したパンフレット「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（以下「厚生労働省パンフレット」という。）を官本として設置する等、希望する未決拘禁者に対し、貸与できる体制を整備（平成23年8月末日現在）</p> <p>ウ 刑事施設 69 庁の面会待合室に情報提供コーナーを設け、厚生労働省パンフレットを設置する等、面会の申出者が閲覧できる体制を整備（平成23年8月末日現在）</p> <p>エ 矯正研修所において開催された専攻科第585回及び第586回研修（いずれも新任教育担当監督者研修）の「教育担当業務について①」において、総務省行政評価局の勧告内容について解説（実施時期：平成23年4月18日～22日）</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 平成22年5月、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省の担当者による未決拘禁者・初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策に係る関係府省庁の連携に関する意見交換を行った。</p> <p>⇒ 平成23年8月、地方厚生局麻薬取締部において、初犯の薬物事犯者に</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 厚生労働省は、関係府省、地方公共団体及び民間団体による薬物事犯者に対する再乱用を防止させるための取組に対し、必要な資料を提供するなど、積極的に協力すること。</p> <p>(制度の仕組み) 上記参照</p> <p>(調査結果) 上記参照</p>	<p>対し、再乱用防止のため、定期的に面談等を実施する再乱用防止対策プログラムを開始し、今後も引き続き実施予定である。</p> <p>&lt;改善状況&gt; 【厚生労働省】 → 平成 22 年 6 月、刑事施設又は留置施設に勾留されている薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する薬物の再乱用を防止するための取組の参考資料として広く活用してもらうために、厚生労働省が作成した「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)を、関係省庁(法務省及び警察庁)に対して提供</p> <p>また、平成22年12月までに記載内容を更新した家族読本を作成し、地方公共団体及び民間団体に対し提供する予定</p> <p>⇒ 平成 22 年 12 月に、刑事施設又は留置施設に勾留されている薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する薬物の再乱用を防止するための取組の参考資料として広く活用してもらうために、厚生労働省が作成した「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)の記載内容を更新し、平成 23 年 1 月に関係省庁、地方公共団体及び民間団体等に対し提供した。</p>
<p>(2) 刑事施設における薬物依存離脱指導の徹底</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>法務省は、刑事施設における薬物事犯者に対する薬物依存離脱指導の徹底を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① R 1 指定者のうちA指標受刑者については、原則として、薬物依存離脱指導を全員に対して実施すること。</p> <p>なお、仮釈放により薬物依存離脱指導の実施が困難となったA指標受刑者については、刑事施設から保護観察所に対し、当該受刑者の薬物依存離脱指導の未実施について通知するなどして、原則として、少なくともいずれかの機関において薬物の再乱用防止に関する指導の実施を確保できるようにすること。</p> <p>(制度の仕組み)</p> <p>○ 刑事施設では、薬物に対する依存がある受刑者(R 1 指定者)を対象に、薬物依存離脱指導を実施</p>	<p>&lt;改善状況&gt; 【法務省】 → 上記 1 (1)①の回答ア～オと同様 その他、以下ア～エの措置を講じた。</p> <p>ア 矯正研修所において開催された専門研修課程改善指導科第 11 回(改善指導プログラム指導職員(専門コース))研修の「情報交換会」の演習において、A指標及びB指標別に受講率を向上させるための具体的方策等について検討を実施(実施時期：平成 22 年 7 月 21 日～23 日)</p> <p>イ 平成 23 年度概算要求において、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化を図るため、臨床心理士等による助言指導体制の整備、指導教材の拡充整備等を図るための経費を計上</p> <p>ウ 平成 23 年度定員増減要求において、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化を図るため、教育専門官の増員を要求</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 法務省は、刑事施設について、次の3通りの処遇区分を指定</p> <p>① A指標受刑者（犯罪傾向の進んでいない者）に対する処遇を行う施設（A指標施設）</p> <p>② B指標受刑者（犯罪傾向の進んでいる者）に対する処遇を行う施設（B指標施設）</p> <p>③ A指標受刑者及びB指標受刑者に対する処遇を行う施設</p> <p>○ 刑事施設への入所が初めての者（主としてA指標受刑者）は、改善更生の余地を残している者が多く、これらの者に対し再犯防止対策を講じることが重要</p> <p>（調査結果）</p> <p>○ 調査した13刑事施設における平成20年に出所したR1指定者の薬物依存離脱指導の実施率は51.0%（1,440人中734人）</p> <p>○ 上記のうち、A指標施設7施設では、薬物依存離脱指導の実施率が74.2%（372人中276人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A指標受刑者は、薬物乱用の早期段階にある者が多く、改善更生の可能性が期待できるが、25.8%（96人）が薬物依存離脱指導を受けないまま出所</li> </ul> <p>○ 上記A指標施設7施設では、平成20年の出所者のうち、仮釈放者の割合は92.5%（372人中344人）</p> <p>○ A指標受刑者が薬物依存離脱指導を受けないまま仮釈放された場合、保護観察所において再乱用防止に関する指導を原則として受ける仕組みとはなっていない。</p> <p>（勸告要旨）</p> <p>② R1指定者のうちB指標受刑者についても、薬物依存離脱指導の実施方法を見直すなどにより、可能な限り、指導の実施率の向</p>	<p>エ 矯正局と保護局の担当者において「薬物事犯者の処遇における矯正施設及び保護観察所の連携の強化に係る打合せ会」を開催し、薬物依存離脱指導に係る刑事施設と更生保護官署における情報共有の方法等についての検討を実施（実施期間：平成22年6月29日及び8月5日）</p> <p>⇒ 上記1(1)①の回答ウ及びエと同様 その他、以下ア～エの措置を講じた。</p> <p>なお、平成22年度に出所したR1指定者の薬物依存離脱指導実施率は、A指標受刑者84.4パーセント、B指標受刑者43.3パーセントであった。</p> <p>ア 薬物依存離脱指導を実施する刑事施設78庁（刑務支所を含む。）に薬物事犯者処遇カウンセラーを配置</p> <p>イ 教育専門官36名を増員し、教育専門官未配置の刑事施設及び薬物依存離脱指導対象者数が多い刑事施設に配置</p> <p>ウ 矯正局と保護局の担当者において「薬物事犯者の処遇における矯正施設及び保護観察所の連携の強化に係る打合せ会」を開催し、薬物依存離脱指導に係る刑事施設と更生保護官署における情報共有の方法等についての検討を実施（開催日：平成22年11月11日、同23年1月31日、2月4日、同月24日、4月12日、5月27日、6月30日、8月19日、同月31日、9月5日）</p> <p>エ 上記ウの検討結果を踏まえ、刑事施設から更生保護官署に対し、矯正処遇等に関する情報を十分に提供するとともに、刑事施設及び更生保護官署が、薬物事犯者に対して一貫性のある処遇を行う体制を整備することとして、「更生保護官署に対する特別改善指導の実施状況等に係る情報の提供について」（平成23年9月28日付け法務省矯成第5721号矯正局成人矯正課長通知）及び「刑事施設において実施する薬物依存回復プログラム及び保護観察所において実施する薬物事犯者処遇に係る情報の引継ぎについて」（平成23年9月26日付け法務省矯成第5601号矯正局成人矯正課長及び保護局観察課長連名通知）を发出</p> <p>&lt;改善状況&gt; 【法務省】 → 上記1(1)①の回答ア～オ及び同(2)①の回答ア～ウと同様</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="159 193 1068 264" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">上に努めること。</p> <p data-bbox="143 269 344 300">(制度の仕組み)</p> <p data-bbox="143 308 275 338">上記参照</p> <p data-bbox="143 346 286 376">(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="143 384 1093 451">○ B指標施設4施設では、薬物依存離脱指導の実施率が32.0% (894人中286人) <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="188 459 1093 526">・ 年間実施クール数の増加などにより、実施率の向上を図る余地のある例あり</li> </ul> </li> </ul> <p data-bbox="143 568 705 603"><b>(3) 矯正施設及び保護観察所の連携の強化</b></p> <p data-bbox="143 608 286 638">(勧告要旨)</p> <div data-bbox="159 643 1068 951" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="159 651 1068 718">法務省は、薬物事犯者に対する再乱用防止対策の徹底を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="159 726 1068 831">① 矯正担当部局と更生保護担当部局との協議により、刑事施設における処遇結果等共有すべき情報内容について検討・整理し、情報提供の仕組みを見直すこと。</p> <p data-bbox="188 839 1068 943">なお、個人情報に厳重なセキュリティを施した上での電子媒体による情報交換など事務省力化の方策についても、併せて、検討すること。</p> </div> <p data-bbox="143 954 344 984">(制度の仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="143 992 1093 1059">○ 刑事施設からの仮釈放者は、仮釈放期間（残刑期間）中は保護観察に付される。</li> <li data-bbox="143 1067 1093 1211">○ 保護観察所では、平成20年6月から「覚せい剤事犯者処遇プログラム」による指導を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="188 1139 1068 1169">・ 仮釈放者の場合、対象は保護観察期間が6か月以上の者に限定</li> <li data-bbox="188 1177 1068 1208">・ 覚せい剤事犯以外の薬物事犯者は対象外</li> </ul> </li> </ul> <p data-bbox="143 1219 286 1249">(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="143 1257 1093 1323">○ 矯正施設と保護観察所間相互において、十分に情報が共有されているとは言い難い状況 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="188 1331 1093 1398">・ 施設収容中の処遇結果に関する情報は、少年院から保護観察所に提供されるが、刑事施設からは未提供</li> <li data-bbox="188 1406 1093 1436">・ 保護観察終了時における就業、家庭、交友に関する状況等の情報</li> </ul> </li> </ul>	<p data-bbox="1115 193 2029 223">⇒ 上記1(1)①の回答ウ及びエ並びに同(2)①の回答ア及びイと同様</p> <p data-bbox="1115 608 1294 638">&lt;改善状況&gt;</p> <p data-bbox="1115 646 1249 676">【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1115 684 2089 790">→ 矯正局と保護局の担当者において協議を重ね、共有すべき情報内容について整理した上で、平成22年度中に新たな情報連携の仕組みを構築する予定</li> <li data-bbox="1115 798 1635 828">⇒ 上記1(2)①の回答ウ及びエと同様</li> <li data-bbox="1115 836 2089 941">→ また、電子媒体による情報交換を行うため、電算システム間の連携体制の構築及び改修を平成22年度から2か年計画で行い、平成24年度から稼働を開始する予定</li> <li data-bbox="1115 949 2089 1093">⇒ 電算システム上の情報共有の方策について協議を行い、また、共有すべき処遇内容に係る情報及び処遇効果検証に関する情報について確認・協議・検討を行った（新たなシステムは平成24年度から稼働開始予定）。</li> </ul>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>は、保護観察所から少年院には提供されるが、刑事施設には未提供</p> <p><b>(勧告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 仮釈放されるA指標受刑者のうち刑事施設において薬物依存離脱指導を受けることができなかった者について、覚せい剤事犯者処遇プログラムの内容、受講基準等を見直すことなどにより、保護観察所において薬物の再乱用防止に関する指導を受けることができるようにすること。</p> </div> <p>(制度の仕組み) 上記参照</p> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査した8保護観察所の仮釈放された覚せい剤事犯者のうち、保護観察期間が6か月未満の者は74.8% (平成20年6月から21年3月の588人中440人)</li> <li>⇒ 刑事施設及び保護観察所のいずれの機関においても再乱用防止に関する指導を受けない者が発生</li> <li>○ 上記8保護観察所の仮釈放された薬物事犯者のうち、覚せい剤事犯者以外の者は7.5% (平成20年844人中63人)</li> </ul> <p><b>(4) 薬物依存症者、その家族等に対する支援の推進</b></p> <p><b>(勧告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>関係府省は、薬物依存症者、その家族等に対する支援を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 薬物依存症の治療が推進されるよう、次の措置を講ずること。 (厚生労働省)</p> <p>i) 薬物依存症の治療について、治療プログラムの確立を図ること。</p> </div>	<p>&lt;改善状況&gt;</p> <p><b>【法務省】</b></p> <p>→ 平成22年度中に予定している新たな情報連携の仕組みの構築後は、保護観察所において刑事施設における薬物依存離脱指導の受講の有無について把握することが可能となることから、その準備が整い次第、覚せい剤事犯者処遇プログラムの受講を特別遵守事項により義務付けられていない薬物依存離脱指導未受講者に対し、薬物乱用防止のための視聴覚教材等を活用した処遇の充実を図る予定</p> <p>また、受講基準、プログラムの内容等の見直しについては、平成23年度に、薬物事犯者全般を対象とする専門的処遇プログラムを開発することを予定しており、そのための専門家を交えた研究会を開催する経費を平成23年度概算要求において計上</p> <p>⇒ 本年度、薬物事犯者全般を対象とする専門的処遇プログラムを開発するための研究会の予算措置がなされたところ、専門家を交えてプログラムを開発中(専門的処遇プログラムは、平成24年度から試行予定)。</p> <p>また、仮釈放期間が短期間であることを理由に専門的処遇プログラムの受講が特別遵守事項で義務付けられていない保護観察対象者の処遇に活用することなどを目的として、上記①の協議において、今後、施設内処遇と社会内処遇の一貫性を考慮した処遇教材(視聴覚教材・ワークブックなど)を矯正局・保護局で共同開発することを予定している。</p> <p>&lt;改善状況&gt;</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>→ i) については、平成22年度からの3年間で厚生労働科学研究において薬物依存症の治療プログラムの効果について検証を行い、その結果を踏まえて普及の必要性や方法を検討していくこととしている。</p> <p>また、薬物乱用防止教育ツール(少年を対象)による介入効果の検証を行っているところであり、平成23年3月に結果を得る予定</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>ii) 都道府県及び政令指定都市の役割を明確化し、医療機関や精神保健福祉センターを活用するなどにより、治療・支援の体制の充実を図ること。</p> <p>iii) 現在研究開発されている治療プログラムに関する情報について、都道府県及び政令指定都市と共有化を図ること。</p> <p>(制度の仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬物依存症の治療法は未確立 第三次五か年戦略では、薬物依存症治療法の開発を図るとされている。</li> </ul> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 治療に至っていない薬物依存症者が多数見込まれているが、治療法は未確立</li> <li>○ 治療を行う体制は不十分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬物依存症の専門的な治療を行う医療機関は少ない。</li> <li>・ 一部の医療機関、精神保健福祉センター等では、国立精神・神経センターが開発した治療プログラムを試行</li> <li>・ 治療を行う医療機関や自助活動がない都道府県等あり</li> </ul> </li> <li>○ 都道府県等における薬物依存症の治療の取組は全体的に低調、また、都道府県等の役割は必ずしも明確にされていない。</li> </ul> <p>(勧告要旨)</p> <p>② 精神保健福祉センターによる家族教室の開催を支援するため、都道府県及び政令指定都市に対し、家族教室の開催方法や関係機関との連携などの効果的事例についての情報提供を行うこと。 また、精神保健福祉センターの個別相談指導が活用されるよう、都道府県・政令指定都市に対し、相談窓口の周知方法や関係</p>	<p>ii) については、平成 21 年度から平成 23 年度まで実施される地域依存症対策推進モデル事業において、地域の実践例や精神保健福祉センター等の取組例を情報収集し、地域における支援体制の在り方と行政機関の役割について検討を行っているところであり、モデル事業の結果を踏まえ、更なる地域依存症対策の推進を図ることとしている。</p> <p>iii) については、平成 23 年度より治療プログラム等の研究状況についてホームページに掲載する等により都道府県及び政令指定都市や医療関係者に対して情報を提供する。</p> <p>⇒ i) については、平成 22 年度からの 3 年間で厚生労働科学研究において薬物依存症の治療プログラムの効果について検証を行い、その普及の必要性や方法を検討している。</p> <p>また、薬物乱用防止教育ツール（少年を対象）による介入効果の検証を行い、平成 23 年 3 月、薬物依存症の治療動機を向上させるのには有効との結果を得た。</p> <p>ii) については、地域依存症対策推進モデル事業において、関係機関や自助グループ等と連携した薬物等再乱用防止のための認知行動療法等の実施等、地域の行政機関を含む関係機関による取組を支援しているほか、同事業における「依存症対策会議」の場において、地域の実践例や精神保健福祉センター等の取組例を情報収集し、地域における支援体制の在り方と行政機関の役割について検討を行っているところであり、モデル事業の結果を踏まえ、更なる地域依存症対策の推進を図ることとしている。</p> <p>iii) については、平成 23 年度より治療プログラム等の研究状況についてホームページに掲載し、都道府県及び政令指定都市や医療関係者に対して情報を提供している。</p> <p>&lt;改善状況&gt; 【厚生労働省】 → 平成 22 年 9 月から 11 月に、厚生労働省が全国 6 ブロックで開催する「薬物中毒対策連絡会議」（都道府県・政令指定都市職員、警察官、保護司、医療関係者等により構成）において、精神保健福祉センターにおける家族教室の開催や個別相談指導の活用に関する効果的事例の情報</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="165 194 1070 272" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機関との連携などの効果的事例についての情報提供を行うこと。 (厚生労働省)</p> <p data-bbox="143 277 344 308">(制度の仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="152 316 1077 384">○ 薬物依存症からの回復のためには家族の果たす役割が重要。また、専門家への相談は回復への第一歩とされている。</li> <li data-bbox="152 389 1093 458">○ 都道府県・政令指定都市に設置されている精神保健福祉センターでは、①家族教室、②個別相談指導を実施</li> </ul> <p data-bbox="143 464 286 494">(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="152 501 1093 608">○ 精神保健福祉センターにおいて、家族教室を開催していないところや個別相談指導が活用されていないことがうかがわれるところがあるが、厚生労働省は情報提供などの支援は行っていない。</li> </ul> <p data-bbox="143 1208 286 1238">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="165 1244 1070 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">③ 都道府県及び政令指定都市に対し、第三次五か年戦略に盛り込まれている民間団体の活動との連携強化等の具体的な取組方策を示すなどにより、薬物依存症者、その家族等に対する一層の支援を図ること。(厚生労働省)</p> <p data-bbox="143 1404 344 1434">(制度の仕組み)</p>	<p data-bbox="1144 194 1397 225">提供を行っている。</p> <p data-bbox="1160 231 1384 261">(参考) 開催実績</p> <p data-bbox="1200 268 1659 298">開催日：平成 22 年 9 月 27 日 (月)</p> <p data-bbox="1200 304 1442 335">開催場所：岡山市</p> <p data-bbox="1200 341 1895 371">議事内容：「地域における薬物相談等について」 等</p> <p data-bbox="1120 378 2085 576">⇒ 平成 22 年 9 月から平成 23 年 11 月に、厚生労働省が全国 6 ブロックで開催する「薬物中毒対策連絡会議」(都道府県・政令指定都市職員、警察官、保護司、医療関係者等により構成)において、精神保健福祉センターにおける家族教室の開催や個別相談指導の活用に関する効果的事例の情報提供を行った。今後も引き続き実施予定である。</p> <p data-bbox="1160 582 1570 612">(参考) 開催実績 (全国 6 地区)</p> <p data-bbox="1200 619 1442 649">開催日・開催場所</p> <p data-bbox="1144 655 1532 686">平成 22 年 11 月 5 日 盛岡市</p> <p data-bbox="1288 692 1637 722">11 月 19 日 東京都新宿区</p> <p data-bbox="1288 729 1565 759">10 月 5 日 名古屋市</p> <p data-bbox="1288 766 1550 796">10 月 20 日 京都市</p> <p data-bbox="1288 802 1545 833">9 月 27 日 岡山市</p> <p data-bbox="1288 839 1550 869">10 月 29 日 那覇市</p> <p data-bbox="1144 876 1545 906">平成 23 年 10 月 26 日 青森市</p> <p data-bbox="1288 912 1550 943">11 月 22 日 横浜市</p> <p data-bbox="1288 949 1565 979">10 月 4 日 名古屋市</p> <p data-bbox="1288 986 1550 1016">10 月 18 日 大阪市</p> <p data-bbox="1288 1023 1545 1053">9 月 27 日 高知市</p> <p data-bbox="1288 1059 1538 1090">11 月 2 日 長崎市</p> <p data-bbox="1144 1096 1839 1126">議事内容：「地域における薬物相談等について」 等</p> <p data-bbox="1120 1208 1294 1238">&lt;改善状況&gt;</p> <p data-bbox="1128 1244 1312 1276">【厚生労働省】</p> <p data-bbox="1120 1283 2085 1434">→ 平成 22 年 9 月から 11 月に、厚生労働省が全国 6 ブロックで開催する「再乱用防止対策講習会」(都道府県・政令指定都市職員、警察官、保護司、医療関係者等により構成)において、全国薬物依存症者家族連合会(薬家連)を招聘し、薬物依存症者を支える家族会の活動などの取組</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 第三次五か年戦略では、具体的な取組として、民間団体等の活動との連携強化などが挙げられている。</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 第三次五か年戦略において挙げられている具体的な取組について、厚生労働省は、都道府県及び政令指定都市に対して、具体的な取組方針等は示していない。</p>	<p>事例の情報の提供を行っている。</p> <p>(参考) 開催実績</p> <p>開催日：平成 22 年 9 月 28 日 (火)</p> <p>開催場所：岡山市</p> <p>議事内容：「薬物依存症者と地域を結びつけるために」(薬家連) 等</p> <p>また、平成22年度より開始する依存症回復施設職員研修事業において、職員が薬物依存症に関するより深い知識や薬物依存症者の利用可能な社会支援の知識を広く習得することにより、依存症回復施設の依存症への対応力を強化し、薬物依存症者への支援の充実を図ることとしている。</p> <p>⇒ 平成 22 年 9 月から平成 23 年 11 月に、厚生労働省が全国 6 ブロックで開催する「再乱用防止対策講習会」(都道府県・政令指定都市職員、警察官、保護司、医療関係者等により構成)において、全国薬物依存症者家族連合会(薬家連)を招聘し、薬物依存症者を支える家族会の活動などの取組事例の情報の提供を行った。今後も引き続き実施予定である。</p> <p>(参考) 開催実績(全国 6 地区)</p> <p>開催日・開催場所</p> <p>平成 22 年 11 月 4 日 盛岡市</p> <p>11 月 18 日 東京都新宿区</p> <p>10 月 4 日 名古屋市</p> <p>10 月 19 日 京都市</p> <p>9 月 28 日 岡山市</p> <p>10 月 28 日 那覇市</p> <p>平成 23 年 10 月 25 日 青森市</p> <p>11 月 22 日 横浜市</p> <p>10 月 4 日 名古屋市</p> <p>10 月 17 日 大阪市</p> <p>9 月 28 日 高知市</p> <p>11 月 2 日 長崎市</p> <p>議事内容：「薬物依存症者と地域を結びつけるために」(薬家連) 等</p>

主  な  勸  告  事  項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 保護観察所において引受人会を積極的に開催するとともに、開催に当たっては、覚せい剤事犯者以外の薬物事犯者の引受人も対象とすること。</p> <p>また、引受人会に参加できなかった引受人がいる場合や引受人会が開催できなかった場合には、引受人に対して、家族読本などの資料配布、家族支援を行っている精神保健福祉センター、リハビリ施設及び自助グループの紹介なども含めた情報提供を行うことにより、薬物事犯者の引受人等にとって効果的な支援を推進すること。(法務省)</p> </div> <p>(制度の仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族等に対する支援策について、第三次五か年戦略では、保護観察所において薬物事犯対象者の家族に対し、講習会をより積極的に実施するとされている。</li> <li>○ 保護観察所では、覚せい剤事犯者の家族等の引受人を対象に、引受人会を実施するなどしている。</li> </ul> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査した8保護観察所のうち、平成18年度から平成20年度までにおいて、3保護観察所では、引受人会を開催しているものの、覚せい剤事犯者の引受人のみを対象に開催しており、覚せい剤以外の薬物事犯者の引受人は対象外</li> <li>○ 上記以外の5保護観察所では、参加者が集まりにくいなどの理由から、平成18年度から平成20年度までにおいて、引受人会を未開催</li> </ul>	<p>また、地域依存症対策推進モデル事業において、民間活動の支援や、関係機関との連携構築を支援しているところである。さらに、平成22年度より依存症回復施設職員研修事業を開始しており、平成23年3月2日から4日にかけて、国立がんセンター築地キャンパス内国際研究交流会館において、講師を招いての講義やパネルディスカッション、グループディスカッション等を実施した。当該事業によって、依存症回復施設の職員が薬物依存症に関するより深い知識や薬物依存症者の利用可能な社会支援の知識を広く習得することにより、施設の依存症への対応力の強化や、薬物依存症者への支援の充実を図っている。</p> <p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>【法務省】</p> <p>→ 引受人会については、現在、各保護観察所がその実情に応じて開催しているところであるが、覚せい剤事犯者以外を含めた薬物事犯者全般の引受人を対象とした引受人会を全国の保護観察所で積極的に開催するよう、平成22年度中に開催される会同等の機会をとらえて各保護観察所に指示することを予定</p> <p>また、引受人会に参加できなかった引受人がいる場合及び引受人会が開催できなかった場合については、刑事施設に収容されている者の社会復帰を円滑にするために行う生活環境の調整の一環としての個々の引受人に対する薬物依存症者への支援を行う関係機関等の紹介、厚生労働省作成の「家族読本」の配布などの支援を一層推進するよう、引受人会の積極的な開催に併せて各保護観察所に指示することを予定</p> <p>なお、引受人会の内容の充実を図るための経費を平成23年度概算要求において計上</p> <p>⇒ 平成22年度地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等及び保護観察所首席・統括保護観察官会同(平成22年10月22日開催)において、全国の地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等及び保護観察所首席・統括保護観察官等に対し、総務省行政評価局の勧告内容について説明し、各保護観察所長に対し、以下を指示した。</p> <p>ア 関係機関及び民間団体と連携し、薬物事犯者の引受人を対象とした引受人会の積極的な開催に努めること。</p> <p>イ 引受人会に参加できなかった引受人がいる場合又は引受人会を開</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>2 学校における事前防止対策の推進</b></p> <p><b>(1) 中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の充実強化</b> (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文部科学省は、中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の充実強化を図る観点から、都道府県等における薬物乱用防止教室の実施に係る指導・支援の実施状況、薬物乱用防止教室の実施率の向上につながっている効果的な取組事例、問題点等を踏まえ、都道府県等に対して、私立学校を含めた薬物乱用防止教室の実施の徹底を図るための具体的な対策を講ずる必要がある。</p> </div> <p>(制度の仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 五か年戦略（第一次～三次） すべての中学・高校において、少なくとも年1回は外部講師等を活用した「薬物乱用防止教室」を実施するとされている。</li> <li>○ 文部科学省は、都道府県や都道府県教育委員会などを通じて、すべての中学・高校において薬物乱用防止教室を実施するよう指導</li> </ul> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国の中学・高校における薬物乱用防止教室の実施率は低調 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成10年の第一次五か年戦略策定以降横ばいの状況が続いており、20年度においても、実施率はそれぞれ6割程度</li> </ul> </li> <li>○ 調査した14都道府県の中学・高校における薬物乱用防止教室の実施率は、都道府県ごとに大きなばらつき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校に対する効果的な取組を行い、実施率が高い都道府県あり</li> </ul> </li> </ul>	<p>催すことができなかった場合には、薬物依存症者への支援を行う関係機関等の紹介や厚生労働省パンフレットを配布すること。</p> <p>なお、平成22年度においては、全国50か所の保護観察所中17保護観察所で引受人会を開催し、引受人会を開催できなかった33保護観察所においては、個別面接の実施や厚生労働省パンフレットの配布を行った。</p> <p>また、平成23年度地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同（平成23年6月21日開催）において、全国の保護観察所長に対し、関係機関と連携した積極的な引受人会の開催について指示した。</p> <p>平成23年度予算に引受人会講師謝金が計上された。</p> <p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>【文部科学省】</p> <p>→ 中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の充実強化について、平成22年3月に各都道府県教育委員会等に発出した「薬物乱用防止教室の開催について（依頼）」（平成22年3月30日付け21ス学健第35号）において、私立学校を含めたすべての中学校及び高等学校において年1回は「薬物乱用防止教室」を開催するよう、更に周知徹底を図った。</p> <p>また、各都道府県教育委員会等の担当者が参加した健康教育行政担当者連絡協議会（平成22年5月31日～6月1日）において、事例発表や薬物乱用防止教室の実施率の高い県の取組事例をまとめた資料の配付などを行ったところであり、平成22年9月に文部科学省のホームページにも掲載し、情報提供を行っている。</p> <p>さらに、平成22年9月10日に開催された都道府県私立学校主管部課長会議において、私立学校における薬物乱用防止教室の開催が推進されるよう周知徹底を図った。</p> <p>⇒ 中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の充実強化について、平成23年5月23日に「高等学校における薬物乱用防止啓発DVD作成協力者会議」設置要項を定め、平成23年度末に全国の高等学校等に薬物乱用防止啓発DVDを配布することができるよう、協力者会議を開催</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私立学校における実施率は全体的に低調</li> <li>○ 文部科学省による薬物乱用防止教室の実施率向上のための支援は不十分</li> </ul> <p><b>(2) 大学等における薬物乱用防止に係る啓発・指導の推進</b> (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文部科学省は、大学等における薬物乱用防止に係る啓発・指導を推進する観点から、大学等における薬物乱用防止に係る啓発・指導の実施状況を把握し、大学等に対して先進的な取組事例を提供するなど、薬物乱用防止に係る情報提供を充実させる必要がある。</p> </div> <p>(制度の仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第三次五か年戦略 大学等の学生に対する薬物乱用防止に係る啓発・指導を充実するとされている。</li> <li>○ 文部科学省は、大学等に対して、様々な機会を通じ、学生に対する啓発・指導の徹底に努めるよう要請</li> </ul> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査した 61 大学等（30 大学、8 短期大学、9 高等専門学校及び 14 専修学校）における薬物乱用防止に関する取組は、学校ごとに大きなばらつき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全く取組を実施していない学校など取組が不十分な例あり</li> <li>・ 一方、他の学校の参考となる先進的な取組を行っている例あり</li> </ul> </li> <li>○ 調査した大学等からは、薬物乱用防止に関する情報提供など支援の充実を求める意見あり</li> </ul>	<p>し内容の検討を行っているところ。</p> <p>また、各都道府県教育委員会等の参加者が参加した健康教育行政担当者連絡協議会（平成 23 年 5 月 30 日～31 日）において、薬物乱用防止教室の実施率の高い県の取組事例をまとめた文部科学省のホームページを活用するよう指導するとともに、平成 23 年度末には本取組事例を冊子にして全国の教育委員会に配布し各研修会等で活用できるよう、冊子構成の検討を行っているところ。</p> <p>さらに、平成 22 年度の各学校における「薬物乱用防止教室等実施状況調査」を実施し、平成 23 年 6 月 17 日にその結果を各都道府県に送付したところである。平成 22 年度の実施率（小学校・中学校・高等学校等全体）は 69.3%であり、前年度よりも 7.1%増加し、平成 12 年度の調査開始以来最高となった。</p> <p>&lt;改善状況&gt;</p> <p>【文部科学省】</p> <p>→ 平成 22 年 3 月に「薬物乱用防止に関する啓発・指導の推進について（通知）」（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 高学支第 64 号）を国公私立大学・短期大学・高等専門学校及び各都道府県・都道府県教育委員会に対して発出し、各都道府県警察等の関係機関と連携しつつ、あらゆる機会を通じ、留学生を含む学生等や教職員に対する啓発・指導の一層の充実を図られるよう依頼した。また、平成 22 年 5 月には「薬物乱用防止に関する啓発・指導の充実について」（平成 22 年 5 月 31 日付け 22 高学支第 16 号）を発出し、入学時のガイダンス等において学生への注意喚起を促すとともに、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（以下「大学等」という。）における薬物乱用防止に関する取組例などの情報提供を行いつつ、学生等や教職員に対する啓発指導の一層の充実を図るよう周知した。</p> <p>大学等に対しては、文部科学省から薬物乱用防止の啓発パンフレット、ポスター等を平成 22 年 3 月に配付した。入学時のガイダンス等においてパンフレットを活用したり、多くの学生の目に触れやすい場所にポスターを掲示したりするなど、各大学等における薬物乱用防止に関する教職</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 文部科学省による大学等に対する支援を一層推進する余地あり</p>	<p>員の意識向上や学生等に対する指導の充実を図っている。</p> <p>大学等における薬物乱用防止に向けての情報提供については、独立行政法人日本学生支援機構を通じて薬物乱用防止に係る啓発・指導の実施状況を把握し、先進的な取組を取りまとめた事例集を作成し、平成 22 年 5 月に各大学等に周知を行った。また、大学等の学生支援担当職員を対象とした研修会等に文部科学省職員が出席し薬物乱用の現状と指導の徹底について説明するなど、あらゆる機会をとらえて注意喚起に努めている。</p> <p>⇒ 国公立大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（以下「大学等」という。）に対し、今年も文部科学省から薬物乱用防止の啓発パンフレット及びポスター等を平成 23 年 2 月 21 日（高等専門学校は 1 月 27 日）に配布した。引き続き、入学時のガイダンス等でのパンフレットの活用やポスターの掲示など、各大学等における薬物乱用防止に関する教職員の意識向上や学生等に対する指導の充実を図っている。</p> <p>また、大学等の学生支援担当職員を対象とした研修会等に文部科学省職員が出席し薬物乱用の現状と指導の徹底について説明するなど、あらゆる機会をとらえて注意喚起に努めている。</p> <p>なお、ほぼ全ての大学等において、薬物乱用の防止のための指導・啓発に関する取組を行っている。具体的な取組例とその実施状況は以下のとおり。</p> <p>【取組例】実施率は平成 22 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学時におけるガイダンスで実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>大 学：81.8%</li> <li>短 期 大 学：71.6%</li> <li>高等専門学校：15.1%</li> </ul> </li> <li>・ 学内広報物による周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>大 学：80.5%</li> <li>短 期 大 学：69.7%</li> <li>高等専門学校：45.3%</li> </ul> </li> <li>・ 啓蒙的な講演会等の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>大 学：35.8%</li> <li>短 期 大 学：29.2%</li> </ul> </li> </ul>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p><b>3 国及び都道府県における薬物乱用対策の推進</b> (勧告要旨)</p> <p>関係府省は、薬物乱用対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 内閣府は、関係府省の協力を得て、国、地方公共団体及び民間における薬物乱用対策が網羅されたホームページを整備することなどにより、薬物乱用対策についての総合的な情報の提供を図ること。</p> <p>(制度の仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府は、薬物乱用防止対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保する等のため、薬物乱用対策推進本部（薬物乱用対策推進会議）を設置し、五か年戦略を策定して推進</li> <li>○ 都道府県は、知事等を本部長とする地方本部を設置し、薬物乱用防止対策を推進</li> <li>○ 薬物乱用防止対策に関する総合的なホームページなどは存在していない。</li> </ul> <p>(調査結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県による先進的、効果的な取組がみられるが、政府による情報提供や支援は不十分 他の都道府県の参考となる先進的な取組の提供、共有化が必要</li> </ul> <p>(勧告要旨)</p> <p>② 項目1及び項目2において指摘した事項も含め、第三次五か年戦略に盛り込まれていない事項について、早急に第三次五か年戦略に盛り込んで推進すること。(内閣府、国家公安委員会（警察</p>	<p>高等専門学校：86.8%</p> <p>(出典：学生支援の取組状況に関する調査（日本学生支援機構）)</p> <p>&lt;改善状況&gt; 【内閣府】</p> <p>→ 平成22年度において、薬物乱用対策推進会議ホームページ拡充のための設計を実施しているところ</p> <p>&lt;設計内容（案）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬物乱用対策推進地方本部等の効果的な取組を収集し情報提供</li> <li>・ 薬物乱用対策に関する各省庁の取組や周知すべき事項を掲載</li> <li>・ 各種広報資料・資機材の提供</li> <li>・ 関係団体等とのリンク設定</li> <li>・ 薬物に関する相談窓口・民間団体の紹介</li> <li>・ 薬物関連統計等データの掲載</li> </ul> <p>また、既存のホームページにおいて、警察庁、文部科学省、厚生労働省の薬物乱用対策関連ページとのリンクを設定（平成22年8月から実施）</p> <p>⇒ 平成22年度において、以下の内容のとおり薬物乱用対策推進会議のホームページの拡充を行い、平成23年5月から運用を開始した。</p> <p>&lt;拡充内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬物乱用対策推進地方本部の効果的な取組を情報提供</li> <li>・ 薬物乱用対策に関する各省庁の取組や周知すべき事項を掲載</li> <li>・ 各種広報資料・資機材の提供</li> <li>・ 関係団体等とのリンク設定</li> <li>・ 薬物に関する相談窓口・民間団体の紹介</li> <li>・ 薬物関連統計等データの掲載</li> </ul> <p>&lt;改善状況&gt; 【内閣府】</p> <p>→ 内閣府副大臣を議長とする薬物乱用防止戦略加速化ワーキングチームを設置し、未然防止対策・再乱用対策を中心に第三次五か年戦略の強</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="165 197 1070 236">庁)、法務省、文部科学省、厚生労働省)</p> <p data-bbox="147 240 344 272">(制度の仕組み)</p> <p data-bbox="147 277 275 309">上記参照</p> <p data-bbox="147 314 286 346">(調査結果)</p> <p data-bbox="147 351 1093 421">○ 近年、薬物乱用のすそ野が広がっているとされ、薬物乱用対策に係る情報を共有し、情報の格差をなくすことが重要</p>	<p data-bbox="1149 197 2085 300">化を図る「薬物乱用防止戦略加速化プラン」(平成22年7月23日薬物乱用対策推進会議決定。以下「加速化プラン」という。)を策定し、薬物乱用対策推進会議ホームページ拡充等を盛り込んだ。</p> <p data-bbox="1122 304 2085 496">⇒ 加速化プランに盛り込んだ「薬物乱用対策推進会議のホームページの拡充」について、薬物乱用対策推進地方本部等の効果的な取組に関する情報、相談窓口に関する情報、その他、未然防止や再乱用防止に資する情報を掲載してホームページを拡充し、平成23年5月から運用を開始した。</p> <p data-bbox="1149 501 2085 612">また、加速化プランに盛り込んだ「未決段階からの再乱用防止対策の検討の場の設定」について、関係府省庁の連携に関する意見交換を実施し、関係機関間の連携を強化した。</p> <p data-bbox="1133 660 1503 692">【国家公安委員会(警察庁)】</p> <p data-bbox="1122 697 2085 841">→ 第三次五か年戦略を強化するために政府の薬物乱用対策推進会議が新たに作成した加速化プランに、関係府省と連携して薬物事犯者及びその家族等に対し薬物依存の理解を深めるための資料・教材の配布を行うなどの項目を盛り込んだ。</p> <p data-bbox="1122 845 2085 1037">⇒ 第三次五か年戦略を強化するために政府の薬物乱用対策推進会議が新たに作成した「薬物乱用防止戦略加速化プラン」等に的確に対応するため、平成22年11月に策定した「薬物対策重点強化プラン」において「薬物再乱用防止に向けた取組の強化」を重点的に強化すべき施策の一つとして定め、取組を推進している。</p> <p data-bbox="1149 1042 2085 1185">具体的な取組として、厚生労働省の協力を得て再乱用防止対策用のパンフレットを平成22年11月に作成し、同パンフレットを即決裁判手続等により執行猶予判決が見込まれる者等に対して未決勾留期間中に閲覧させ又は配布するとともに、全都道府県警察の留置施設に備え付けた。</p> <p data-bbox="1133 1233 1256 1265">【法務省】</p> <p data-bbox="1122 1270 2011 1302">→ 以下ア～オの事項について、加速化プランに新たに盛り込んだ。</p> <p data-bbox="1149 1307 1944 1339">ア 薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する援助の在り方の検討</p> <p data-bbox="1149 1343 1532 1375">イ 薬物依存離脱指導の徹底</p> <p data-bbox="1149 1380 2085 1412">ウ 薬物依存離脱指導について、刑事施設及び更生保護官署において共</p>

主  な  勸  告  事  項	関係府省が講じた改善措置状況
	<p>有すべき情報内容等の拡充を検討</p> <p>エ 保護観察所における再乱用防止に関する指導の充実強化</p> <p>オ 保護観察所における薬物事犯者の家族等に対する支援の充実</p> <p>⇒ アについては、上記(1)①の回答と同様</p> <p>イについては、上記(2)①及び②の回答と同様</p> <p>ウについては、上記(3)①の回答と同様</p> <p>エについては、上記(3)②の回答と同様</p> <p>オについては、上記(4)④の回答と同様</p> <p>【文部科学省】</p> <p>→ 薬物乱用防止に資する教育・予防啓発の一層の充実・強化を図るため、加速化プランに、①薬物乱用防止教室の実施率の高い都道府県における効果的な取組事例を収集し、各都道府県等の教育委員会等へ情報を提供するなど、薬物乱用防止教室の実施率の向上に努める、②薬物乱用防止に関する効果的な指導を行うために参考となる教師用の指導教材を新たに作成・配布し、指導方法の充実を図る、③全国の大学等における先進的、効果的な取組事例を収集し、大学等へ情報を提供するなど、大学生等に対する薬物乱用防止に係る啓発・指導の充実を図る、④薬物乱用防止に関する広報啓発活動の充実・強化のため、関係府省庁が横断的に検討する場を設定し、無駄の排除とともに、適切な役割分担の下、効果的かつ効率的な実施に努めることを盛り込んだ。</p> <p>⇒ 第三次薬物乱用防止五か年戦略の更なる加速化を図るために策定された「薬物乱用防止戦略加速化プラン」（薬物乱用対策推進会議：平成22年7月）に基づき、文部科学省では、次の①～④の措置を講じた。</p> <p>① 平成22年9月に薬物乱用防止教室の実施率の高い県の取組事例を文部科学省のホームページに掲載して、各都道府県等の教育委員会等へ情報を提供するなど薬物乱用防止教室の実施率の向上に努めた。</p> <p>② 平成23年度末に全国の高等学校等に薬物乱用防止啓発DVDを配布することができるよう、協力者会議を開催し内容の検討を行っているところである。</p> <p>③ 平成23年2月21日、大学生等向け薬物乱用防止啓発教材「薬物のない学生生活のために」を大学、短期大学、専修学校に配布し、大学生</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
	<p>等に対する薬物乱用防止に係る啓発・指導の充実を図った。</p> <p>④ 平成23年8月3日、関係府省庁の担当局長等による「薬物乱用対策推進会議幹事会」を開催し、各府省庁の取組と成果、課題などフォローアップについてまとめた。</p> <p>今後とも、他省庁や関係機関と連携を図りながら、学校における薬物乱用防止教育の充実強化に努めてまいりたい。</p> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>→ 加速化プランに、関係機関の連携強化による薬物依存・中毒者の支援及び薬物依存に対する理解を深めることによる再乱用防止を推進することを盛り込んだ。</p> <p>具体的には、「薬物中毒対策連絡会議」及び「再乱用防止対策講習会」において、地域における薬物依存症対策、薬物事犯者に対する更生支援に係る事例発表を行うなど、薬物の再乱用防止対策を推進することとしている。また、「地域依存症対策推進モデル事業」や「依存症回復施設職員研修事業」等を通じ、離脱対策等の薬物依存症対策を推進していく。</p> <p>⇒ 加速化プランに、関係機関の連携強化による薬物依存・中毒者の支援及び薬物依存に対する理解を深めることによる再乱用防止を推進することを盛り込んだ。</p> <p>これらの事項を推進するため、厚生労働省では、「薬物中毒対策連絡会議」及び「再乱用防止対策講習会」（平成22年9月、10月、11月、平成23年9月、10月、11月開催）において、地域における薬物依存症対策、薬物事犯者に対する更生支援に係る事例発表を行うなど、薬物の再乱用防止対策を推進している。</p> <p>また、「地域依存症対策推進モデル事業」や「依存症回復施設職員研修事業」等を通じ、再使用防止対策等の薬物依存症対策を推進しており、今後とも引き続き、「薬物乱用防止戦略加速化プラン」に盛り込んだ、関係機関の連携強化による薬物依存・中毒者の支援及び薬物依存に対する理解を深めることなどによる再乱用防止を推進していく予定である。</p>